

## 葵中学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、該当生徒だけではなく、全体の問題という意識をもち対応していく。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

#### ①指導の重点

- ・いじめ・長期欠席傾向について早期発見、「いじめ・長期欠席対策委員会」と連携し、早期解決をめざし、常に学級・学年の状況を把握する。
- ・生徒の心に触れる指導の中で、一人一人が自己実現できるように支援する。
- ・「Stop The いじめ!」や「いのちの教育」指導案などを活用し、個を大切にされた役割と責任をもたせ、思いやりの心を育てるとともに、いじめを許さない気持ちを育成する。

#### ②指導の組織

校長—教頭—いじめ・長期欠席対策委員会・SC—学級担任

#### ③方針の概要（「Stop The いじめ!」や「いのちの教育」指導案の活用）

- ・いじめ・自死防止のための生徒指導法の研修を深める。
- ・教科指導、学級指導を通して、教職員全員がいじめ・長期欠席問題の未然防止に努める。
- ・学校、家庭との連絡を密にし、相互が協力するとともに、関係諸機関にも協力や助言を求める。
- ・教職員による観察や教育相談、生徒アンケート、教育相談アプリ（デイケン・ニコリ・学校風土調査）等を通して、生徒の実態把握に努める。
- ・週1回の「生徒指導情報交換会」を中心に学年・学級の連携を図り、対策を図る。

### 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員だけが抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、学年主任、生徒指導主事、保険主事、主任養護教諭、スクールカウンセラー等で構成し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等を加える。

#### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

##### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校教育診断アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

##### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「葵中学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・毎学期2度（年間5回、3学期は1回）の教育相談アンケートや教育相談アプリ（いじめアンケート※教育相談アンケート未実施の月）、教育相談等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、いじめの未然防止と初期対応に努める。

## ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 葵中新聞やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校教育診断結果等を発信する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいは「いじめの疑いがある」との情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係諸機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) 令和5年度の課題と対策

- ア SNSグループにおけるブロック、不適切な画像の拡散、SNSへの依存等の課題への対応として、ネットモラル教育の充実に努める。
- イ 生徒の心のピンチを素早く察知するために、現状把握の工夫や「レジリエンス」を育てる支援に努める。

### (2) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく「絆づくり」に努める。
- イ チーム学習を取り入れ、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む「分かる授業づくり」に努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実に努めるとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図り、「居場所づくり」に努める。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 生徒会活動（生徒集会、伊賀川プロジェクト、ひまわりプロジェクト、葵プロジェクトなど）を通して、相手の立場を尊重する心を育む。
- カ 年に2回のWEBQUテストを実施したり、教育相談アプリ（デイケン・ニコリ・学校風土調査等）を活用したりして、生徒一人一人に適切な対応を図る。
- キ 生徒理解を深めるために、生活アンケート（いじめを含む）や教育相談（ヤングケアラーを含む）アンケートを活用して、生徒一人一人と面談を行う。また、教育相談アプリを活用し、生徒の現状を把握する。
- ク 生徒の「レジリエンス」を育てる活動に努める。

### (3) いじめの早期発見の取組

- ア アンケートの実施や教師の情報交換で、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えるように努める。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

#### (4) いじめの初期対応の取組

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には指導を行うだけでなく、行為に至った原因を分析し、支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、警察署、家庭児童科、児童相談所、若サポ等の関係機関との連携のもと取り組む。
- オ いじめが起きた集団へはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局をはじめ関係機関等とも連携して行う。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 日常の生徒の様子を観察することに加え、WEBQUや教育相談アプリの活用をはじめ、教育相談アンケートの結果の面談をきめ細かく行う。
- (2) 生徒へのアンケートに加え、「保護者に対するいじめアンケート」を活用する。
- (3) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (4) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への生活アンケートと、教職員による取組評価及び生徒、保護者への学校教育診断アンケートを年に1度ずつ実施し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (5) 生活アンケート・教育相談アンケート・教育相談アプリ（いじめアンケート）の結果を活用して、職員で共通理解と対応策を検討する。また、面談をする際は担任だけでなく希望した生徒に対して他の教員と面談をできる環境を整える。
- (6) 養護教諭と連携して、ソーシャルスキルトレーニングの改善を図り、未然に防ぐ体制を整える。

### 6 その他

- (1) いじめ・自死防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ・自死対応に関する教職員の資質向上に努める。また、いじめを考える道徳の授業を行い、自分の考えを友達に伝えたり、友達の考えを聞いたりすることで、いじめの未然防止と初期対応に対する意識を高める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月にホームページへ掲載する。

(3) いじめに関する集会 11月26日(火) 6時間目

全校生徒によるいじめ集会を開催

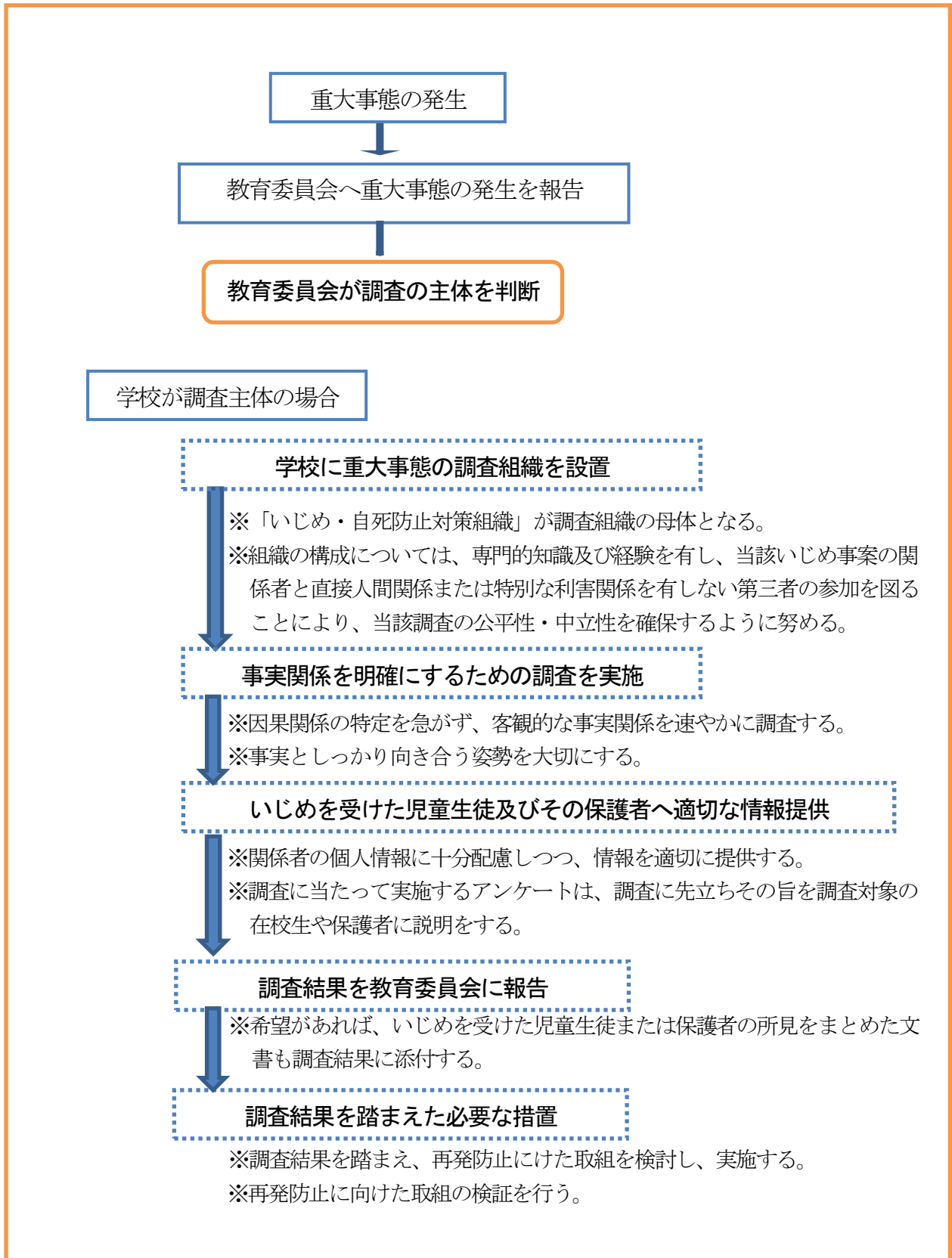
いじめアンケートの結果を受け、いじめをなくすための話し合いを実施する。また集会には、健全育成協議会の委員も参加する。

(4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止・自死防止に取り組む。

(5) 中1ギャップ対策として、学区の小学校(井田・愛宕・広幡)へ教職員が訪問し、小学校でどのように授業や児童への指導を行っているのかを理解し、今後の中学校での教育に生かす。

(6) 3年生に限らず、1年や2年の保護者も対象とし、長期欠席およびフリースクールに通う生徒をもつ保護者を対象に進路説明会を行う。

## 【重大事態の対応フロー図】



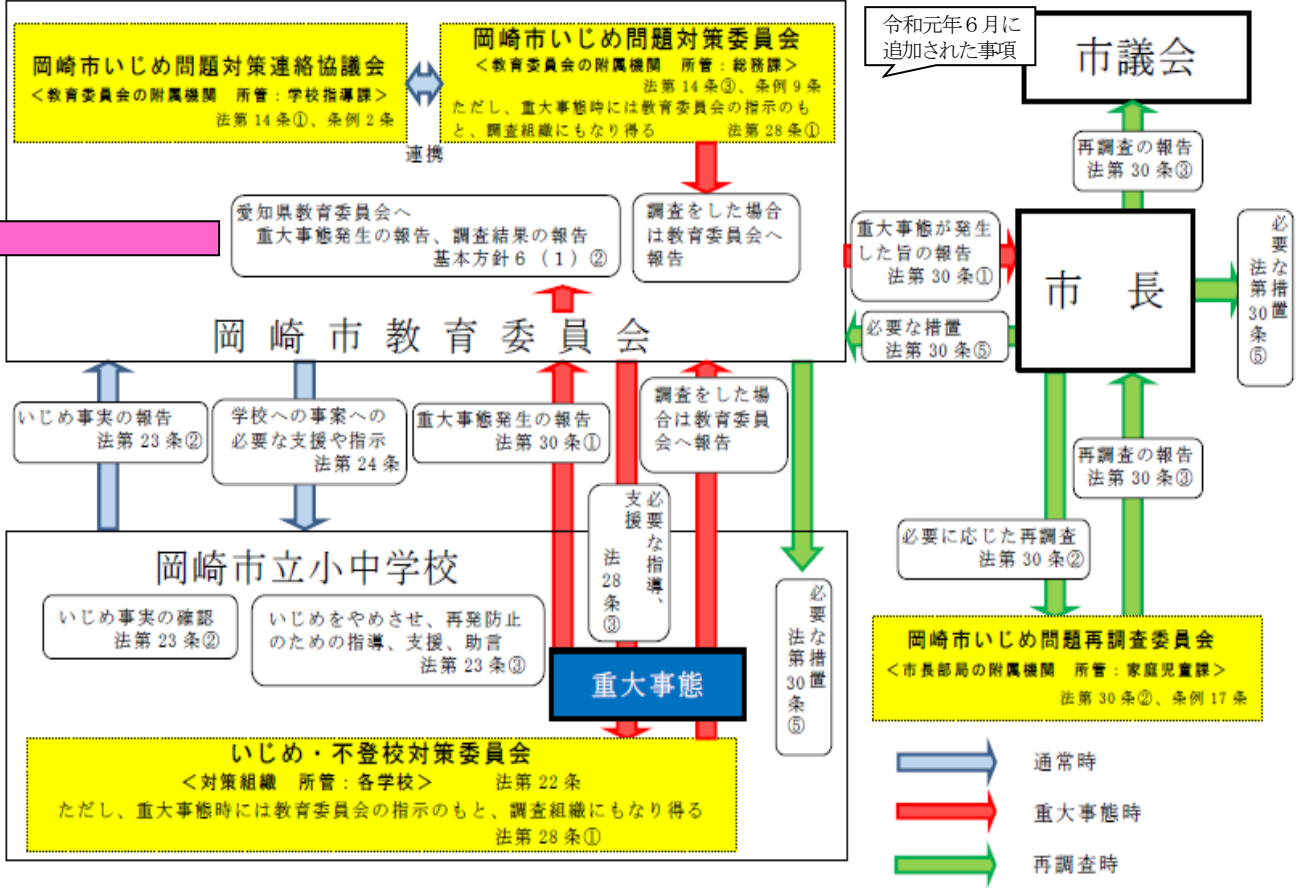
<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○生活アンケート ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○海の学習（1年生）	○教育相談アプリ（いじめアンケート） ○教育相談週間	○PTA委員会 ○葵中学区健全育成協議会	
6月		○修学旅行（3年生）	○生活アンケート ○WEBQUテスト ○教育相談週間	○公開授業	
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○教育講演会（ネットモラル）	○教育相談アプリ（いじめアンケート） ○学校風土調査	○保護者会
8月		○中間評価→検証	○自殺予防教育の実施		
9月		○体育大会	○身体測定 ○生活アンケート ○教育相談週間		
10月		○ネットモラル ○文化祭	○教育相談アプリ（いじめアンケート） ○教育相談週間	○公開授業	
11月		○教育講演会（命の大切さ）	○学校教育診断アンケート ○生活アンケート ○教育相談週間	○保護者への学校教育診断アンケート	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○ネットモラル	○WEBQUテスト ○教育相談アプリ（いじめアンケート） ○学校風土調査	○保護者会 ○葵中学区健全育成協議会
1月			○身体測定 ○生活アンケート（3年生） ○教育相談週間	○公開授業	
2月		○自己評価	○スキー研修（2年生）	○教育相談週間	○保護者会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を祝う会 ○教育講演会	○生活アンケート（1, 2年生）	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○「分かる授業」の充実 ○ソーシャルスキルトレーニングの充実 ○「レジリエンス」を育てる活動	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○教育相談アプリ（デイケン、ニコリ、学校風土調査）	○あいさつ運動（月に1回）	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

国（文部科学省、こども家庭庁）

岡崎市のいじめ問題への組織的な体制について



令和5年度より 一部改訂